

役務の調達について、次のとおり公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者選定を行いますので、公告します。

令和7年8月13日

地方独立行政法人奈良県立病院機構
奈良県西和医療センター
院長 土肥 直文

第1 公告に付する事項

1 役務の名称

地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県西和医療センター
駐車場運営管理業務委託

2 役務の仕様等

奈良県西和医療センターにおける駐車場運営管理業務委託

3 委託期間

令和8年1月1日から令和12年12月31日まで

ただし、契約締結日から令和7年12月31日までの間は、当センターにおける業務遂行に必要な準備期間とし、この期間に要する一切の費用は受託者の負担とする。

受託者は準備期間中に、前事業者より引継及び必要に応じ仕様の確認等を行い、令和8年1月1日からの業務に支障がないようにしておくこと。

4 業務委託に係る費用

(1) 駐車場料金収入

受託者が徴収した駐車場料金のうち、委託者固定収益金を差し引いた残額を、本業務の委託料として受託者が受領する。

(2) 委託者固定収益金

提案者が提示した提案金額をもって、委託者固定収益金とする。

ただし、次の最低収益金額以上の額とすること。

最低収益金額：月額 1,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 契約保証金

地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第27条による。

6 履行場所

奈良県生駒郡三郷町三室1丁目14番16号
奈良県西和医療センター内

7 その他

詳細については、「奈良県立病院機構奈良県西和医療センター 駐車場運営管理業務委託に係る実施要項」（以下、「実施要項」という。）に示すところによる。

第2 提案資格等

応募者は、応募時点において、次に掲げる(1)から(12)のすべてに該当する者であること。ただし、(3)については、企画提案書提出時点で要件を満たす者であること。

- (1) 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (3) 公告日からこの公告に示した調達物品の入札の日までの間のいずれにおいても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- (4) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) この公告に示した役務を誠実に遂行し得る者であること。
- (7) 奈良県物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者であること。
- (8) 次に掲げるアからキのいずれの要件にも該当しない者であること。
 - ア 役員等（法人にあつては役員〔非常勤の者を含む。〕、支配人及び支店又は営業所〔常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。〕の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成3年法律第77号。以下「法」という。〕第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
 - ウ 役員等が、その所属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。
 - オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - カ この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」という。）に当たって、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している。
 - キ この契約に係る購入契約等に当たって、上記アからオまでのいずれかに該当する者を相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、当センターが当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (9) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けている者であること。
- (10) 法令を遵守し、当該委託業務を効率的かつ効果的に遂行できる能力等を有する者であること。
- (11) 過去5年間に、300床以上の病院の駐車場管理運営業務を請け負い、1年間以上継続して誠実に履行した実績を有する者であること。
- (12) その他、業務仕様書における必要事項を全て満たす者であること。

第3 失格事項

第2に示す提案資格等を満たす者が、企画提案書提出後にこの要件のいずれか1つでもその資格を失った場合は、ただちに第4の1に示す担当課まで通知し、プロポーザル実施について双方協議の上決定する。

また、次の事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提案書の要件を満たさないとき
- (2) 指定様式および記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき。
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- (4) 審査結果に影響を与えるような不正な工作をしたとき。
- (5) その他、当センターが不適当と認めるとき。

第4 手続等

1 書類の提出先及び問合せ先

〒636-0802 奈良県生駒郡三郷町三室1丁目14番16号

奈良県西和医療センター 財務課 管財係（担当：吉村）

電話番号（代表）： 0745-32-0505（内線2214）

Mail： seiwa-zaimuka@nara-pho.jp

2 配布書類

令和7年8月13日（水）9：00から同年9月1日（月）17：00までの間に、当センターホームページ上にて配布する。

配布資料

- ・実施要項
- ・仕様書
- ・様式（提出書類の作成要領）

3 企画提案書等の提出、質問の受付等、辞退届の受付については、実施要項に示すところによる。

第5 受託者の選定

実施要項に示すところによる。

第6 調達手続の停止等

- 1 この調達に関する苦情申立ての処理手続きにおいて、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合がある。
- 2 最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者が入札参加資格を喪失した場合又は入札参加資格停止の措置を受けた場合は契約を締結しない。

第7 その他

- 1 本業務の提案への参加に係る費用及び契約締結までに要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- 2 提出された企画の提案書等は返却しない。